

- 地方の消費者行政を活性化するため、①基金造成による地方の取組支援、②国による直轄事業の実施、③地方の自主財源の拡充に取り組む。
- ① 地方消費者行政活性化交付金により都道府県に基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の地方の取組を支援
 - ② 国自らも国民生活センターを活用し、経験豊富な相談員の現場への派遣など消費生活相談体制の強化等に取り組む
 - ③ 地方公共団体の自主財源確保のため消費者行政に係る地方交付税措置を大幅に拡充

地方消費者行政活性化のための基金の造成

260億円

今後3年程度を消費生活相談体制強化のための“集中育成・強化期間”と位置付け、この間の地方公共団体の取組を支援

メニュー方式の採用

消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップなど豊富なメニューを用意し、地域の実情に応じて柔軟に選択して事業を実施

地域独自の提案事業も支援

地方公共団体の創意工夫を活かした独自の取組を支援

事業の柔軟な実施

基金方式により約3年間の内に事業に柔軟に取り組むことが可能

計画的な事業の実施

地方公共団体ごとに、消費者行政活性化の方針、施策、相談員の処遇改善の取組等を示した計画を策定し、それに基づき事業を実施

独自財源による基金の上積みも可能

地方公共団体の独自財源により基金に上積みが可能。その際、「**地域活性化・経済危機対策臨時交付金**」等も活用可能

国民生活センターによる地方支援事業

約90億円

国自らも国民生活センターを活用した地方支援事業を実施

消費生活相談体制の強化

○ 消費生活相談専門家による巡回訪問

経験豊富な相談員が市町村の窓口巡回訪問し、助言・指導

○ 消費生活相談員養成講座の拡充

新たに各地域において相談員養成講座を実施

○ 企業向け研修の実施

企業の消費者目線での活動を促進

○ 国民生活センターの相談窓口の休日対応

国民生活センターによる休日における相談窓口の開設及び相談の処理に必要な体制の整備

情報共有体制の強化

PIO-NET端末が設置されていない市町村等に追加配備を実施

地方公共団体の自主財源の拡充（地方交付税措置の拡充）

平成21年度に消費者行政に係る基準財政需要を約90億円から約180億円に拡充

基金を活用した活性化事業に取り組むと同時に、この間に地方公共団体の消費者行政に係る自主財源の充実を図る。

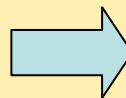
平成20年度

<都道府県>

人口170万人の標準団体の基準財政需要：3,000万円

<市町村>

人口10万人の標準団体の基準財政需要：500万円



平成21年度

平成21年度には、都道府県、市町村ともに標準団体の消費者行政に係る**基準財政需要を倍増**
相談員の報酬は、約150万円から約300万円に

地方消費者行政活性化基金について

260億円

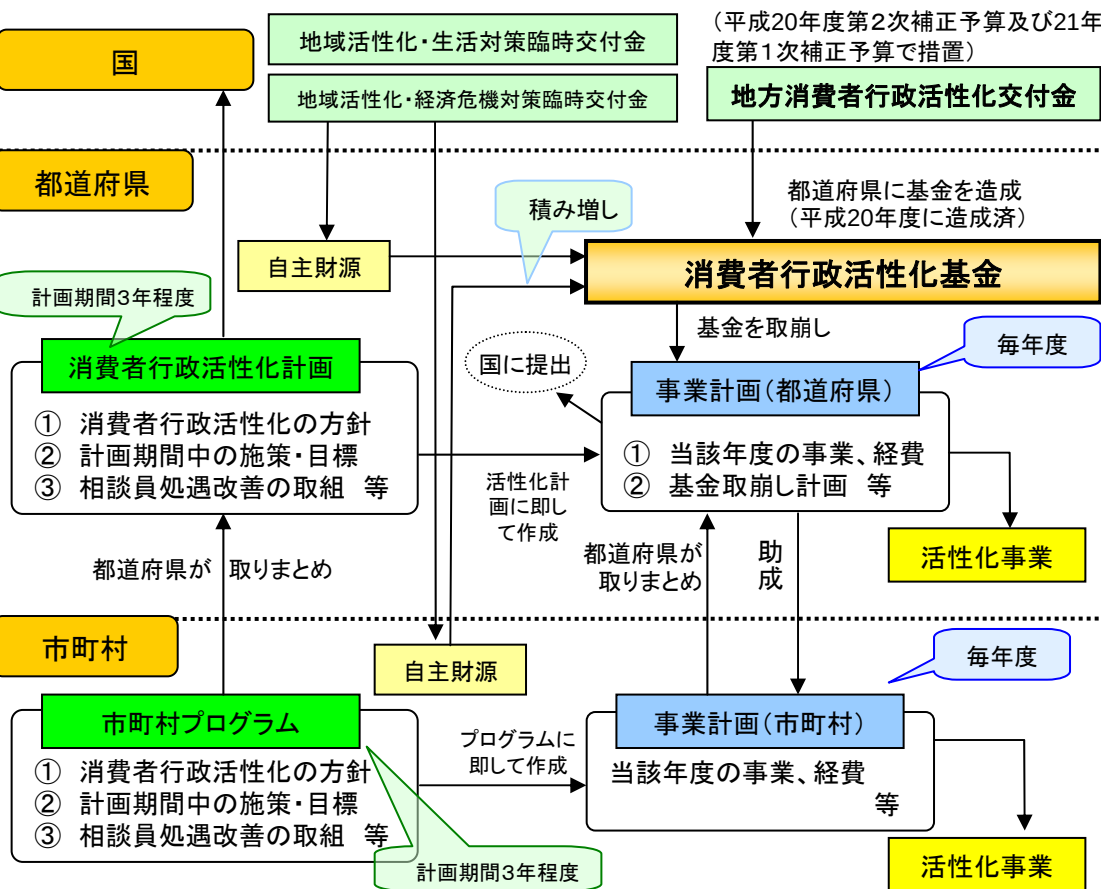
現状と課題

- 近年、消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、消費者行政一元化の取組に伴い更なる相談の増加が見込まれる。
- こうした環境変化に対応し、国民の安心を確保していくためには、消費者行政の強化に早急に取り組む必要がある。

対応

- 今後3年程度を地方消費者行政強化のための“集中育成・強化期間”とし、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援
- 地方消費者行政活性化のための基金を都道府県に造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ等を支援
- 地域の発意と創意工夫を支援するため、国は事業メニューを提示する一方、地方公共団体が地域の実情に応じて選択するメニュー方式を採用
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針を策定した上で、計画的に推進

事業の概要



支援メニュー

- ① 消費生活センター機能強化事業**
消費生活センターの設置・拡充 等
- ② 消費生活相談スタートアップ事業**
消費生活相談窓口の開設・機能強化
- ③ 消費生活相談員養成事業**
管内の消費生活相談を担う人材の養成
- ④ 消費生活相談員等レベルアップ事業**
相談員への研修開催、研修参加支援
- ⑤ 消費生活相談窓口高度化事業**
高度に専門的な消費生活相談への対応力向上
- ⑥ 広域的消費生活相談機能強化事業**
市町村が連携して相談事業を実施
- ⑦ 食品表示・安全機能強化事業**
食品表示・安全分野の対応力を強化
- ⑧ 一元的相談窓口緊急整備事業**
消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援
- ⑨ 消費者教育・啓発活性化事業**
消費者教育の強化
- ⑩ 商品テスト強化事業**
商品テスト機器購入、テスト実施体制強化
- ⑪ 地方苦情処理委員会活性化事業**
苦情処理委員会活性化の取組を支援
- ⑫ 消費者行政活性化オリジナル事業**
地域独自の消費者行政活性化の取組を支援

地方消費者行政活性化基金の上積みについて

- 地方消費者行政の一層の充実を図るため、平成20年度に都道府県に造成した基金を上積みする。
- 消費者教育・啓発、商品テスト、苦情処理委員会の活性化に関するメニューを追加するとともに、消費者庁創設に伴い増大する事務を円滑に実施するための人的体制整備を支援（一元的相談窓口緊急整備事業）

消費者行政活性化のための基金の充実

- 各都道府県に設置されている消費者行政活性化のための基金（150億円）に上積みするため交付金を配分（21年度第1次補正予算）
- 相談員の処遇改善に積極的に取り組む地方公共団体には交付金を手厚く配分、基金取崩限度額を引上げ・撤廃
- 以下のメニューを新たに追加

新たな支援メニュー

⑨ 一元的相談窓口緊急整備事業

- ・ “集中育成・強化期間”において消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援
- ・ 相談員の配置、勤務時間・勤務日数の増加などに係る人件費

（参考）消費者庁創設に伴う新たな事務

- ① 消費者事故等の国への通知義務（消費者安全法案第12条）
- ② 共通電話番号加入による相談の増加
- ③ 消費者行政一元化に応じた相談対応の強化 など

⑩ 消費者教育・啓発活性化事業

- ・ 教育委員会や学校との連携強化など消費者教育の推進体制強化
- ・ 出前講座の実施や、地域の消費者リーダーの養成 など

⑪ 商品テスト強化事業

- ・ 商品テスト機器の購入
- ・ 商品テストの外部委託による実施 など

⑫ 地方苦情処理委員会活性化事業

- ・ 消費者に身近な裁判外紛争処理機関である苦情処理委員会の活性化
- ・ 委員会の開催、調査費 など

110億円

上積み

消費者行政
活性化基金
(150億円)

20年度に都道
府県に造成

“集中育成・強化期間”
(3年程度)で取崩し

「地域活性化・生活対策臨時交付金」、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用し、基金に上積みすることも可能

(参考)従来のメニュー

① 消費生活センター機能強化事業

消費生活センターの設置・拡充 等

② 消費生活相談スタートアップ事業

消費生活相談窓口の開設・機能強化

③ 消費生活相談員養成事業

管内の消費生活相談を担う人材の養成

④ 消費生活相談レベルアップ事業

相談員への研修開催、研修参加支援

⑤ 消費生活相談窓口高度化事業

高度に専門的な消費生活相談への対応力向上

⑥ 広域的消費生活相談機能強化事業

市町村が連携して相談事業を実施

⑦ 食品表示・安全機能強化事業

食品表示・安全分野の対応力を強化

⑧ 消費者行政活性化オリジナル事業

地域独自の消費者行政活性化の取組を支援

基金造成による地方消費者行政活性化事業スキーム

- ① 市町村プログラム：市町村は今後3年程度の消費者行政活性化の方針を作成し、都道府県に提出。
- ② 都道府県計画：都道府県は、市町村から提案されたプログラムについて、域内での役割分担や域内全体の整合性等を踏まえて調整し、自ら実施する取組と合わせて、「消費者行政活性化計画」を策定し、国に提出。
- ③ 事業計画：事業実施に当たっては、毎年度、市町村、都道府県がメニューを選択し、独自の提案事業も含めた事業計画を作成する。

消費者行政活性化計画（都道府県）（イメージ）

市町村プログラムを取りまとめた上で、域内全体の消費生活相談体制の強化、役割分担等を踏まえた計画を策定。計画には以下の事項を記載。

○（都道府）県内の消費生活相談体制の現状

○計画期間及び計画期間を通じた（都道府）県全体の消費者行政活性化の方針

○計画期間内に（都道府）県が取り組む施策、目標

消費生活センター増設、相談員の養成、弁護士等専門アドバイザーの配置、休日の相談を実施、独自の取組（消費者教育・啓発の強化等）等

○消費生活相談員の処遇改善の取組 【別添】市町村プログラムの概要・一覧

市町村プログラム（A市）

- 消費生活センターの拡充
- 相談員への研修開催
- 弁護士の配置
- 地域独自の事業（啓発事業等）

市町村プログラム（B町）

- 消費生活センターの新設
- PIO-NET配備
- 巡回訪問の受け入れ
- 相談員の研修参加

都道府県事業計画（イメージ）

○当該年度に（都道府）県及び市町村が実施する活性化事業の総括

メニューの選択、必要経費の算出、基金取崩額の算出

○（都道府）県及び市町村が実施する活性化事業の詳細

○管内の市町村が実施する活性化事業の詳細

○基金の管理（取崩額、予定運用収入、残高等）

○消費生活相談員の処遇改善の取組

市町村事業計画（A市）

- メニューの選択、必要経費の算出
・消費生活センター機能強化事業
・消費生活相談員養成事業 等
- 相談員の処遇改善の取組

市町村事業計画（B町）

- メニューの選択、必要経費の算出
・消費生活相談員養成事業
・消費者行政活性化オリジナル事業 等
- 相談員の処遇改善の取組

事業執行フロー（イメージ）

